

## 18 稿 「DV 被害者のためのシェルター」

前稿で説明したような、ドメスティック・バイオレンス（DV）が夫婦間である場合、まずは安全を確保することが大切です。本当に危険だと思う場合は警察（911）に電話をすることになります。911 以外にも警察に「Drive-by」(車で通りがかってください)と依頼することも可能です。

そこまで危険だと感じていなくても私ども JB Line（781-296-1800）や ATASK(<https://www.atask.org/site>)、広域ボストンにお住まいでない方は National DV Hotline (<http://www.thehotline.org/>)へ電話をすればローカルなサポート機関につながります。もよりの家庭裁判所にも必ず DV 相談室があります。JB Line のボランティアが各地の DV 被害者支援機関との電話通訳に入ることも可能です。状況を話すだけでも大丈夫ですので、どうぞ安心してお電話ください。

DV の被害にあっているとき、頼れる家族・親類もなく、友人にもお願いできない時、行く場所がない、お金もないということが、何よりの不安ではないかと思います。そうした場合に備え、今稿では DV 被害者のためのシェルターについてお話をさせていただきます。

### DHCD のシェルター

MA 州にはシェルターを提供する部門が大きく 3 つあります。その一つが「MA 州住宅コミュニティ開発局」(DHCD) で、ホームレスのためのシェルターを統括しています。一般のホームレスの場合は各地のハウジングオーソリティーに申し込みに行きますが、DV 被害者の場合は第二の部門である「移行支援局 (DTA)」の DV スペシャリストが安全確認をしながらプランニングを行います。また、この DTA は未成年の子供がいる低所得者に一生に 5 年だけ支給される、日本の生活保護にあたる現金支給を手配する部門でもあります。ホームレスシェルターに入るための収入上限は 2 人家族で一か月 1,556 ドルです（2017 年現在）。この収入には先ほどあげた現金支給やソーシャルセキュリティも入ります。ただしフードスタンプは加算されません。DV 被害者は DTA のオフィスを訪ねてシェルターのサポートを依頼します。

### DPH のシェルター

第三の部門「MA 州公衆衛生局」(DPH) は、DV 被害者のための緊急 DV シェルターを 26 の非営利団体を通して 160 室提供しています。そこで半年から一年滞在し、必要な場合はさらにハウジング安定化支援のシェルターに住み支援を受け、自立を目指します。このシェルターは 10 の非営利団体が提供しており 73 室あります。

シェルターは持ち込める荷物も小さいスーツケース一つ分くらいで、いつでも担当者が部屋に入ることができるためプライバシーも少なく、快適な環境とは言いにくいかもしれません。しかしながら、滞在費は無料でその間に子供を一時預けるなどしながら英語を学んだり、仕事を探したり、住居を見つけたりと行動するこ

とができます。何よりも安全が守られ、様々な支援を受けることができます。また長く住むことができる低所得者住宅に申し込むにあたっての待ち時間が優遇されるということもあります。（それでも 1-2 年はかかります）

ただし、希望すればすぐに入れるようなシェルターの空きがあるわけではありません。状況にもよりますが、待ち時間があります。シェルターに行く可能性がある場合は、早めに DV 支援団体と連絡を取り、被害者アドボケートなどに相談し必要な支援を明確にし、シェルターの順番待ちリストに載せてもらうことになります。子供の学校のこと、持っていく荷物のこと、そこからの生活の立ち上げなど気になることがいくつもあると思いますが、担当者に相談に乗ってもらいながら一つ一つ作り上げていくことは大変な一方達成感を得ていける自立の道になると思います。

同時に人によっては離婚の手続きをしていく場合もあり、そうした時には支援団体の法的サポートを受けることもできます。こうした手続きについてのご相談などいつでも JB Line までご連絡ください。781 (296) 1800 [help@jbline.org](mailto:help@jbline.org) (24 時間 365 日対応しています)

またこうした支援は日本人同士の夫婦問題でも同様に受けることができます。福祉やシェルターなどビザのステータスにより差がある場合もありますが、たとえ合法滞在でなくても支援を受けることができますので、心配をされずにご相談ください。

(JB Line/渡邊)